

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1、申立人兼申立人亡X 3承継人X 2（以下、申立人3名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害

(1) 避難費用

①避難移動費 48,000円

②避難滞在費 50,000円

(2) 生活費増加分 826,865円

(3) 一時立入費用

①交通費 168,000円

②滞在費 46,600円

(4) 避難せざるを得ないことに伴う費用 400,000円

(5) 生命・身体的損害

①申立人X 1 250,000円

②申立人X 2 300,000円

(6) 精神的損害

自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されるとともに今後の生活の見通しへの不安に対する精神的苦痛の損害（申立人X 2について両股関節機能全廃の身体障害があり単独での歩行が困難であったこと等、申立人亡X 3について要介護状態にあり車椅子での移動のみ可能な状況にあったこと等、申立人X 1について単独での歩行が困難な状況にある申立人X 2を伴っての避難生活を余儀なくされたこと等による増加を含む。）。

①申立人X 1 2,420,000円

②申立人X 2 2,900,000円

③申立人亡X 3 2,900,000円

(7) 弁護士費用 238,784円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

（ただし、上記（6）については、至 平成24年6月30日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金10,548,249円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金の一部として金2,350,000円を支払済みであることを確認し、この既払金について、第2項記載の和解金10,548,249円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項の2記載の期間に限る。また、その遅延損害金も含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項記載の生命・身体的損害及び精神的損害については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばないものとする。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月28日

(仲介委員長 橋爪 健、仲介委員 横地宏紀)